

平成 25 年度第 4 四半期保安検査において  
保安規定違反区分「監視」と判断された項目の概要  
(福島第一原子力発電所)

淡水化装置処理後水(濃縮塩水)移送時における H 6 エリアタンク天板部からの漏えい

概要

R O濃縮塩水を E エリアタンクへ移送していたが、2月19日午後2時1分に移送先とは異なる H 6 エリアのタンクで水位計の警報(液位高高)が発生した。その後の水位計の挙動や当該タンクを外観確認し、異常が認められなかったこと等から水位計の故障と判断し、実水位が満水近傍であることが把握できなかった。このため、移送用の供給ポンプを停止するなどの適切な処置が実施されなかった。

2月19日午後11時25分頃、タンクエリアパトロールにおいて、R O濃縮塩水を保有する H 6 エリア当該タンクの上部より水が漏えいしていることを協力企業作業員が発見した。

保安規定の該当条項等

第3条

(品質保証計画)

7.1 業務の計画

対応状況

当該タンクから堰外に汚染水漏えいがしたが、近くに排水路が無いことから、海への流出は無いものと推定。また漏えいした汚染水、および周辺土壌はそれぞれ回収済。(3/18現在)

2月24日、関係箇所に対して異常を検知した場合の具体的な対応手順(以下の事項)についての周知・教育を実施した。

- ・汚染水の供給ポンプの起動状態と移送先のタンク水位が連動していることを定期的(1時間毎)に適切なレンジのトレンドで監視。異常の兆候があれば所管箇所に連絡。
- ・連動に明らかな異常がある場合には、供給ポンプを停止し、現場にて系統構成を確認。
- ・受払タンクにおいて、受け入れ中でなくても「液位高高」警報が発生した場合、供給ポンプを停止し、現場にて系統構成、天板からタンク実水位を確認。

なお、上記手順書の改訂に加え、タンクの「液位高高」警報が発生した際に供給ポンプが停止するインターロック機能を追加済み。

以上